

記載例

離婚届

令和 7 年 4 月 1 日届出

群馬県高崎市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	送付 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

離婚届と同時に
転入・転居届
をするときは
新住所・世帯主
を書いてくだ
さい。

夫の氏を称し
ている夫婦な
らば夫、妻なら
ば妻が筆頭者
です。

婚姻前の戸籍
にもどるか、一
人だけの新しい戸籍をつく
るか選んでく
ださい。

親権者となる
者の欄に未成年の子の氏名
を書いてくだ
さい。

字削除
字加入

(よ み か た)	夫 たかさき いちろう 氏 高崎 一郎	妻 たかさき はなこ 氏 高崎 花子
生 年 月 日	☒ 昭和 ☐ 西暦 54 年 3 月 20 日 ☐ 平成 ☐ 大正	☒ 昭和 ☐ 西暦 57 年 6 月 7 日 ☐ 平成 ☐ 大正
住 所	群馬県高崎市高松町 1 番地 1 号 (住民登録をして いるところ) アパート 等の名称 高松マンション101号 世帯主 の氏名 高崎 一郎	群馬県前橋市大手町二丁目 12 番地 1 号 アパート 等の名称 世帯主 の氏名 高崎 花子
本 籍	群馬県高崎市高松町35 番地 1 筆頭者 の氏名 高崎 一郎	
父母及び養父母 の 氏 名 父母との続き柄	夫の父 伊勢崎 大吉 母 高崎 花江 養父 高崎 たけし 養母 離婚の種別 ☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判 年 月 日成立 年 月 日確定 婚姻前の氏に ☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 は ☒ 新しい戸籍をつくる	妻の父 桐生 公平 母 桐生 桜子 養父 養母 続き柄 長 男 二 女 養 子 養 女
もどる者の本籍	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381 番地 1 筆頭者 の氏名 桐生 花子	
未成年の子の 氏 名	夫が親権 を行う子 高崎 太一	妻が親権 を行う子 高崎 友子、高崎 達郎
同居の期間	平成 25 年 6 月 から (同居を始めたとき)	令和 3 年 3 月 ま で (別居したとき)
別居する前の 住 所	☒ (妻) の住所と同じ 番地 号	
別居する前の 世帯のおもな 仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☒ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
夫 妻 の 職 業	夫の職業 生産工程職	妻の職業 事務職
その他	令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に届出をする方は、 職業例示表を参考に「番号」か「職業分類名」を記入してください。	
届 出 人 署 名 (※押印は任意)	夫 高崎 一郎 印	妻 高崎 花子 印

届出人および証人の押印は任意です。

屋間連絡が取れる電話番号
を記入してください。

連 夫	027 (321) 1234
絡 妻	090 (1234) 5678
先	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。

そのほかに必要なもの

- 調停離婚のとき→調停調書の謄本
- 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
- 和解離婚のとき→和解調書の謄本
- 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
- 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

裁判による離婚の場合には、裁
判が確定した日を含め10日以
内に裁判の申立人側が届出をし
てください。(10日経過後は、
相手方からも届出ができます。)

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	署 名 (※押印は任意)	藤岡 三郎 印	安中 雅美 印
生 年 月 日	☒ 昭和 ☐ 平成 52 年 10 月 7 日 ☐ 大正 ☐ 西暦	☒ 昭和 ☐ 平成 44 年 2 月 20 日 ☐ 大正 ☐ 西暦	
住 所	群馬県高崎市下小鳥町 76 番地 5 号	埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909 番地 号	
本 籍	東京都千代田区北の丸公園 2 番地 番	埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909 番地 番	

☐には、あてはまるものに☒のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同

婚姻時に氏を改めた者が、離婚後も引き続き婚姻中の氏を称する場合には、この離婚届と一緒に
「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届出)」を提出してください。なお、離
婚届の提出後、婚姻前の氏(旧姓)にもどった者は、離婚後3か月以内であれば、離婚の際に称し
ていた氏を称する届(戸籍法77条の2の届出)を届け出ることができます。

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものに
☒面会交流について取決めをしている。
☐まだ決めていない。
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)
☒養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法：☒公正証書 ☐それ以外
☐まだ決めていない。

未成年の子がいる場合は、
この欄にも記入してください。

法務省 離婚



法務省作

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決め
無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホ

離婚届と同時に住所異動する場合は、次のものを用意して
月曜～金曜日(祝日を除く)の市民課または支所市民福祉
課窓口で、住民異動届とともにご提出ください。

(ご持参いただくもの)

- ・国民健康保険証等(加入者のみ)
- ・転出証明書(市外からの転入者のみ)
- ・(顔写真付)マイナンバーカード(お持ちの方のみ)

この他にご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

市民課戸籍担当	(電話 027-321-1234)
倉淵支所市民福祉課	(電話 027-378-4524)
箕郷支所市民福祉課	(電話 027-371-9052)
群馬支所市民福祉課	(電話 027-373-1312)
新町支所市民福祉課	(電話 0274-42-1237)
榛名支所市民福祉課	(電話 027-374-5114)
吉井支所市民福祉課	(電話 027-387-3132)